

東伊豆町国土強靱化地域計画

令和3年3月

東伊豆町

目 次

はじめに

- 1 策定の趣旨 P2
- 2 計画の位置づけ P2
- 3 計画の期間 P2

第1章 東伊豆町地域強靱化の基本的な考え方

- 1 基本理念 P3
- 2 基本目標 P3
- 3 事前に備えるべき目標 P3
- 4 基本的な方針 P4

第2章 脆弱性評価

- 1 想定するリスク P5
- 2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定 P5～P6
- 3 評価の実施手順 P7
- 4 評価結果 P7～P22

第3章 国土強靱化の推進プログラム

- 1 施策分野ごとの国土強靱化推進プログラム P23～P38

第4章 計画の推進

- 1 計画の推進管理 P39

はじめに

1 策定の趣旨

近年、地球温暖化による気候変動に伴い、これまでに経験したことのない大型台風や豪雨による土砂災害・風水害が増加し、当町においても土砂崩れや長期間に及ぶ停電の発生が多くなっています。

このことから、今後はこれまでを上回る災害リスクへの対応がより強く求められるとともに、従来の防災・減災のあり方を見直し、総合的な防災・減災対策に取り組むことが急務となっています。

また、長年にわたって築かれてきた生活や経済の基盤である社会資本の老朽化が、極めて大きな課題となる時期を迎えることから、社会生活や経済が機能不全に陥ることのないように、公共施設の更新、統廃合、長寿命化等を計画的に進める必要があります。

こうした中、平成25年12月11日に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）（以下、「強靱化基本法」という。）」が公布・施行され、平成26年6月には、強靱化基本法第10条に定める「国土強靱化基本計画」が閣議決定されました。

当町は自然を生かした観光を基幹産業としていますが、災害の側面から考えると地震の多い地域であり、地形的な特性から土砂災害や道路の寸断などが懸念されます。

このような災害の発生と向き合い、その災害を予想し、事前の準備や対策を行い、さらには「自助」、「共助」、「公助」の取組が連携されることにより、減災や早期の災害復旧が可能となります。

町ではリスクに対して事前に備えるべき目標を定め、「強靱な地域」を創りあげるため、国の国土強靱化基本計画及び静岡県国土強靱化地域計画との調和と連携を図り、災害に強い地域づくりに取り組むため、東伊豆町国土強靱化地域計画を策定します。

なお、本計画は、今後の研究成果や国、県、地域における議論等により、適宜見直しを行っていくものとします。

2 計画の位置づけ

本計画は強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化計画として策定し、国土強靱化に関する部分について、当町における様々な分野の計画等の指針となるよう位置づけます。そのため、重点的・分野横断的に推進する計画として、総合計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進します。

3 計画の期間

本計画の期間は概ね令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

第1章 東伊豆町地域強靱化の基本的考え方

1 基本理念

当町は今までに地理的・地形的な特性から多くの災害を経験しましたが、そこから得た教訓を踏まえつつ、個々のまちづくり計画の範囲を超えた総合的な対策が必要となります。

東伊豆町地域強靱化の意義は、大規模災害から町民の生命・財産を守り、当町の重要な社会経済機能を維持することにあります。平時の段階から大規模災害に備えると同時に、産業、交通、エネルギー、情報など幅広い分野における機能の強化を図りながら、人口減少対策や地域活性化など、当町が直面する政策課題にも有効に作用しなければなりません。東伊豆町地域強靱化はこうした見地から、町民、各種団体、行政など、町全体で取り組む必要があります。

以上の考え方を踏まえ、当町における地域強靱化は、国土強靱化の基本目標と同じであり、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域社会の構築に向けた関連施策の推進に努めるものとします。

2 基本目標

当町では国土強靱化を推進するにあたり、国土強靱化基本計画及び静岡県国土強靱化地域計画に掲げられた基本目標を踏まえ、次の4つを基本目標とします。

いかなる災害等が発生しようとも、

- (1) 人命の保護が最大限図られること。
- (2) 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること。
- (3) 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること。
- (4) 迅速な復旧復興を図ること。

3 事前に備えるべき目標

- (1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。
- (2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。
- (3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。
- (4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。
- (5) 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない。
- (6) 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。
- (7) 制御不能な二次災害を発生させない。
- (8) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。
- (9) 防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくりを行う。

4 基本的な方針

地域強靱化の理念を踏まえ、防災及び減災、その他迅速な復旧復興等に資する大規模災害に備えた強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた教訓を最大限に活用しつつ、以下の方針に基づき推進します。なお、町民生活に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかに大規模事故等あらゆる事象が想定されますが、国の基本計画が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることから、本計画においても国と同様に大規模自然災害を対象として地域強靱化に向けた取組を総合的に推進することとします。

(1) 国土強靱化の取組姿勢

- ・当町の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ取り組む。
- ・短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- ・地域間の連携を強化するとともに、災害に強いまちづくりを進めることにより、地域の活力を高め、産業の創出、活性化につなげていく視点を持つ。

(2) 適切な施策の組合せ

- ・災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保などのハード対策と訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備する。
- ・「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- ・非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- ・人口の減少等に起因する町民の需要変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して取り組む。
- ・既存の社会資本を有効活用することにより、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。
- ・施設等の効率的かつ効果的な維持管理を行う。
- ・人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ・人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- ・女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じる。
- ・地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図る。

第2章 脆弱性評価

大規模災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下「脆弱性評価」という。）は、地域強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されています。当町としても、本計画に掲げる地域強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施しました。

〈脆弱性評価を通じた施策検討の流れ〉

1 想定するリスク

東伊豆町地域強靱化の対象となるリスクは、地域特性上、最も甚大な被害を及ぼすと想定される「南海トラフ巨大地震」における地震・津波を中心に、台風・豪雨等による風水害、土砂災害等を含めた大規模自然災害を対象とします。

2 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定

国の基本計画で設定されている「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、当町の地域特性等を踏まえ、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、当町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、9つの「事前に備えるべき目標」と30の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

事前に備えるべき目標	
	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	
1ー1	地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
1ー2	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
1ー3	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり地域の脆弱性が高まる事態
1ー4	水害による多数の死傷者の発生
1ー5	情報伝達の不備や災害に対する意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	
2ー1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
2ー2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
2ー3	消防、警察、海保、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
2ー4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）への水・食料等の供給不足
2ー5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
2ー6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生

2-7	避難所が適切に運営できず避難者の安全確保ができない事態
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	
3-1	町内外における行政機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	
4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経済活動の停滞
5-2	食料等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	
6-1	エネルギー供給の停止
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
6-3	町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
6-4	応急仮設住宅等の住居確保対策の遅延による避難生活の長期化
6-5	被災者へのきめ細やかな支援の不足による心身の健康被害の発生
7 制御不能な二次災害を発生させない	
7-1	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7-2	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-2	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-4	被災者の住居や職の確保ができず生活再建が大幅に遅れる事態
8-5	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
9 防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり	
9-1	企業・住民の流出等による地域活力の低下

3 評価の実施手順

前項で定めた30の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行いました。課題の評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用するとともに、指標のうち特に重要と思われる指標については、東伊豆町地域強靱化のための施策プログラム一覧において重点業績評価指標（KPI）として設定しました。

4 評価結果

プログラム及び施策分野ごとの脆弱性評価の結果は、以下のとおりです。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【住宅・建築物等の耐震化】

○住宅・建築物等の耐震化は、倒壊から住民の命を守るとともに、負傷者や避難者を減少させ、発災後の早期復興にもつなげることができる。当町では、東伊豆町耐震改修促進計画に基づき、住宅・建築物等の耐震化に取り組んでいるが、現在の進捗状況は、住宅及び特定建築物共に県の平均を下回っており、引き続き耐震化を促進する必要がある。

○公共建築物は、多くの住民が利用するとともに、防災拠点や避難所としての機能を有しているため、今後も耐震化を推進する必要がある。

【建築物等の老朽化対策】

○庁舎や学校施設等の公共建築物における老朽化対策については、必要に応じ維持管理や保守、更新を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物が多数見込まれることから、計画的な管理や更新、長寿命化対策等を行う必要がある。

【家具転倒防止等の家庭内対策】

○地震発生時には、家具類転倒により多くの住民が負傷すると想定されており、ガラスの飛散防止を含め、さらなる家庭内対策を図る必要がある。

【避難地・避難路の整備、避難路沿道のブロック塀の撤去・改善】

○地震や火災発生時には、迅速な避難が重要であるため、避難地・避難路の整備を行うとともに、危険性のあるブロック塀撤去や改善を促進する必要がある。

【消防施設・設備の充実、地域防災力の確保】

○大規模地震や同時多発する火災等に備え、消防施設や設備の充実が求められるが、現在多くの施設で老朽化が進んでおり、耐震化や計画的な整備・更新を進める必要がある。

○今後、消防団員の減少が見込まれており、団員の確保や自主防災組織の育成、教育訓練による地域防災力の確保に努める必要がある。

【指標（現状値）】

- ・公共施設等総合管理計画 策定済（H28）
- ・東伊豆町耐震改修促進計画 策定済（H28）
- ・住宅の耐震化率 65.1%（H26）
- ・特定建築物の耐震化率 61.3%（H26）
- ・耐震性貯水槽の整備 46%（55／118基）（R2）
- ・消防団員の確保率 91%（255／280人）（R2）

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

【津波、高潮対策施設の整備、耐震化】

○津波や高潮による被害を軽減するため、静岡方式による津波対策や海岸保全施設の老朽化対策を進める必要がある。

【適切な避難行動の周知徹底】

○第4次被害想定では、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大地震による津波（レベル2の津波）により、多数の人的被害が見込まれる。この想定に基づき、津波避難計画や防災マップ、避難勧告等の判断・伝達マニュアル等について点検、見直しを実施することで、津波到達までに安全な地域へ避難することができないエリア（避難困難エリア）の解消を図る必要がある。

○避難行動の遅れが人的被害に直結することから、津波避難行動の啓発や実践的な訓練を行うことにより、適切な避難行動の周知徹底を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・防災マップ 作成済（H27）
- ・津波避難訓練対象地域における避難行動計画の周知徹底 100%（年2回訓練実施）（R2）

1-3 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり地域の脆弱性が高まる事態

【地すべり防止施設、砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備】

○地すべり防止施設、砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備は、同時多発的に発生し、人的被害発生のおそれがある土砂災害に対して有効であることから、関係機関と連携を図りながら進めていく必要がある。

【土砂災害警戒区域等の指定、警戒避難体制の整備】

○当町では土砂災害警戒区域（105 箇所）、土砂災害特別警戒区域（86 箇所） 計 191 箇所が指定されている。今後も土砂災害による死傷者の発生を防ぐため、土砂災害警戒区域の指定や警戒避難体制の整備、危険箇所の周知等、県と連携してソフト対策を推進する必要がある。

【山地災害防止施設等の整備、避難体制の整備】

○森林の適切な整備と保全を図るため、山・がけ崩れ危険箇所において山地災害防止施設による未然防止対策を促進するとともに、危険箇所の周知や啓発、避難体制の整備などのソフト対策を推進する必要がある。

【森林の多面的機能向上】

○森林の適切な管理・保全を行うことにより、森林が有する多面的機能を向上させ、山地災害等の発生リスクを軽減させる必要がある。

【指標（現状値）】

- ・土砂災害警戒区域（105 箇所）土砂災害特別警戒区域（86 箇所） 合計 191 箇所（R2）
- ・山地災害危険地区マップ 作成・公表（H10）

1-4 水害による多数の死傷者の発生

【河川等の整備及び浸水地域対策】

○河川が氾濫すると被害が拡大する恐れがあり、近年、台風の大型化や集中豪雨等が増加しているため、維持管理や、耐震化整備等を関係機関と連携して推進する必要がある。

【適切な避難行動の周知徹底】

○台風等については事前に避難をすることができるため、適切な避難行動ができるよう周知徹底を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・マイタイムラインの作成・促進 未実施（R2）

1-5 情報伝達の不備や災害に対する意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

【災害関連情報の伝達手段多様化】

○町民への情報伝達手段として、これまでの同報無線屋外子局の更新に加え、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、緊急速報メール、防災メール配信システム等、多様化に努めているところである。また、被害状況や避難所開設情報をパソコンやスマートフォン等の携帯端末に情報発信することで、利用者の情報インフラ環境の変化に応じて、さらに効果的な情報伝達手段を構築するとともに、定期的な情報伝達訓練の実施により、システム運用の検証と町民への周知を促進する必要がある。

【防災意識の向上】

○津波や土砂災害等による被害を軽減するためには、町民一人ひとりが自分の住んでいる地域の危険度を把握したうえで、災害関連情報を正しく理解し、的確な避難行動を迅速に行うことが重要である。そのため、啓発活動や防災訓練を実施するとともに、実践的な防災教育を推進するなど、防災意識の高揚を図る必要がある。

【地域防災訓練の充実・強化】

○地域の防災体制の確立、地域防災力の向上及び町民の防災意識の高揚を図るため、出前講座や防災訓練、地域防災リーダーの活用、小・中学生による地域防災活動への参画等を促進する必要がある。

【要配慮者における適切な避難行動の周知徹底】

○要配慮者が利用する施設においては、近年の大規模災害を受けて、各種避難計画（地震、水害、土砂災害等）の策定及び訓練の実施が求められている。要配慮者の避難が遅れることのないよう様々な準備を進める必要がある。

【外国人に対する危機管理対策】

○外国人にとって言語の違い等により、防災知識や情報の理解が困難な場合がある。このため、多言語対応防災マップ等、外国人に分かりやすい情報発信の方法を検討する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・自主防災組織数及び組織率 11 組織、100%（継続）（R2）
- ・防災行政無線通信施設 整備済（R2）
- ・地震・津波避難訓練の実施 年3回（9地区）（R2）

- ・衛星携帯電話台数 18 台（各自主防災会、消防署、災害対策本部、本部出先機関）（R2）
- ・避難行動要支援者名簿 作成済（H30）
- ・避難行動要支援者個別計画 策定中（R2）
- ・地域による防災訓練の充実・強化 100%（継続）（R2）
- ・学校防災計画の作成及び学校安全教育計画の作成 100%（R2）
- ・的確な避難行動に向けた防災講座の開催 町内2幼稚園にて年1回ずつ実施（R2）
- ・緊急時防災情報の多言語化 未実施（R2）

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【緊急物資備蓄の促進】

○大規模災害に備え、町では食料等の備蓄に努めるとともに、町民に対して7日以上
の食料、飲料水の備蓄を呼びかけている。しかしながら、備蓄に対する意識がまだまだ低
い現状であることから、今後も防災訓練等様々な機会を捉えて、備蓄方法の周知を行
い、備蓄率の向上を図る必要がある。

○余震などによる帰宅困難者の二次災害等を防ぐため、事業所においては、発災後しば
らくは従業員等を事業所内に留めておくことができるよう、必要な備蓄を促す必要があ
る。

【救援物資受入れ体制の整備】

○大規模災害時における救援物資の受入れは、経験の不足による混乱も予想されること
から、体制整備や訓練を通じた定期的な検証を行う必要がある。

【応急給水体制の確保】

○日本水道協会や県支部との間で、水道災害時における応援及び復旧対策を目的とした
相互応援の協定があり、情報交換や訓練を実施して連携体制を強化する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・防災関係の協定件数（民間企業・団体、行政機関）77 件（R2）（継続）
- ・非常用食料備蓄状況 非常食（アルファ米） 39,200 食（R2）
- ・非常用飲料水袋 1,000 袋（R2）
- ・日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定締結（H29）

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

【橋りょう等道路施設の長寿命化】

○災害時に孤立地域の発生を防ぐことは、町民の生命やライフラインを守り、復旧復興を迅速に進めることにつながる。そのため、橋りょうをはじめとする道路施設の長寿命化や耐震化、法面对策等を推進する必要がある。

【災害時の迂回路となる農道、林道の整備・改良】

○幹線道路等の通行不能により、孤立地域が発生する恐れがある。しかしながら、町内には幹線道路以外にも多くの農道や林道があり、これらを活用することで孤立を防ぐことができる。そのため、迂回路、避難路の役割が期待される農道や林道の整備、改良を進める必要がある。

【指標（現状値）】

- ・道路橋りょうの長寿命化修繕計画の策定状況 策定済（H24）
- ・橋りょう定期点検実施率 100%（R2）

2-3 消防、警察、海保、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

【自衛隊等との連携強化】

○大規模災害時には自衛隊等の人的支援や高度な機材、経験を生かした救助、復旧復興支援が不可欠であり、災害時の支援を効果的に受け入れるため、自衛隊や相互応援協定締結自治体等との連携及び受援体制の強化を図る必要がある。

【地域防災力の充実・強化】

○広域災害では、広域支援の遅れや不足が生じることも想定されることから、地域防災力の充実・強化を図る必要がある。

【消防等の防災拠点となる公共施設の整備・施設強化】

○大きな災害における広域支援の遅れを想定すると、災害対策本部が設置される庁舎や駿東伊豆消防組合、消防団の防災拠点の役割は大きい。拠点となる公共施設の耐震化は進んでいるものの、各施設で老朽化が進行しており、整備・施設強化を進める必要がある。

【指標（現状値）】

- ・地域における防災人材の活用・育成（防災指導員等） 100%（継続）（R2）
- ・消防団用防災資機材の整備 100%（継続）（R2）

2-4 大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）への水・食料等の供給不足

【事業所等における緊急物資備蓄、帰宅困難者への情報提供】

○大規模災害発生時に、帰宅困難者を極力発生させないため、交通機関や観光施設、事業所等において、当面の間、その施設や事業所内に利用者や従業員を留めておくことが必要となることから、緊急物資の備蓄を促進する必要がある。 ○災害時、帰宅困難者や観光客への適切な情報提供は、混乱を避けるためにも非常に重要である。県が締結している「災害時等徒歩帰宅者の支援に関する協定」による「災害時帰宅支援ステーション」を活用した情報提供体制の連携を強化する必要がある。
【指標（現状値）】 ・災害時帰宅支援ステーション 3店舗 （セブンイレブン・ローソン・ファミリーマート）（R2） ・熱川、稲取温泉旅館組合との災害時宿泊施設提供に関する協定締結（R2）

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
【災害時医療救護体制の整備】 ○大規模災害時には、病院や医師の被災、患者急増、物資の不足等により医療機能が麻痺する可能性がある。医師会・歯科医師会・薬剤師会をはじめ、災害拠点病院との連携やDMATの受援体制を整備する必要がある。 【病院等医療機関における電力供給体制の確保】 ○医療機関において、災害時に電力供給が途絶えることは患者の生命リスクや機能麻痺につながるため、電力供給体制を確保する対策が必要である。
【指標（現状値）】 ・予防接種法に基づく予防接種の接種率 85.9%（R2） ・災害時における福祉避難所の使用に関する協定の締結 9施設（R2） ・医療救護訓練回数 年1回以上（R2） ・救護病院(2病院)における広域搬送トリアージ基準を用いた訓練の実施率 50%（R2） ・地震対策オペレーションにて救護班要請訓練の実施 100%（R2）

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
【防疫体制の整備、県災害時健康支援マニュアルの活用、感染症予防啓発】 ○新型コロナウイルスの感染拡大により、感染症対策の重要性がより一層高まっている。感染症の発生防止・防疫対策を一日でも早く取り組めるように県と連携し、支援体制及びマニュアルを更新するとともに、発災後は、感染症予防の啓発を継続的に実施することが必要である。

【平時からの予防措置】

○感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種や防疫用資機材・薬品の確保等、防疫体制の整備を図る必要がある。

【避難所における感染症等の予防、防疫活動の実施体制の整備】

○避難所は多くの人が集まり、感染が拡大しやすいため、新型コロナウイルス感染症に重点を置いた避難所の感染症予防対策や防疫活動に努める必要がある。また、感染症が確認された際のまん延防止体制を整備する必要がある。

【指標（現状値）】

・感染症発生防止・防疫対策のため、県マニュアルに基づき町のマニュアルを随時見直し（R2）

2-7 避難所が適切に運営できず避難者の安全確保ができない事態

【避難所の安全確保】

○避難者の安全を確保するためには避難所の安全が不可欠であり、建物の耐震化や天井脱落防止等の整備が必要である。

【福祉避難所の促進】

○高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、その他の特に配慮を要する者（要配慮者）の避難については、社会福祉施設や宿泊施設の協力を得て、「福祉避難所」の設置を促進する必要がある。

【自主防災組織による避難所運営能力の向上】

○災害発生時には突然多くの被災者が避難所へ避難するため、大きな混乱の発生も予想される。避難者の安全を確保するため、自主防災組織によるHUG等の訓練を促進し、防犯対策を含めた避難所運営能力の向上に努める必要がある。

【動物救護体制の整備】

○近年、町内でもペットを飼う世帯が増えており、災害時におけるペット保護のため、動物救護体制の整備や同行避難時に必要なペット用品備蓄などの啓発を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・避難所の天井落下防止基準適合率 100%（R2）
- ・地域住民・防災担当者・学校との連絡会議実施率 100%（R2）
- ・避難所等への発電機の整備 100%（H24）
- ・福祉避難所マニュアルの作成 100%（R2）

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

【庁舎等の安全性確保、防災機能の強化】

○庁舎等については復旧復興の拠点となるため、耐震性の強化や安全性の確保が必要である。

○電力供給が停止すると、災害拠点機能が大きく低下するため、非常用発電機の72時間稼働の確保に必要な燃料の確保及び再生可能エネルギー導入の検討が必要である。

○庁舎においては津波避難区域内にあるため、庁舎の移設や代替災害対策本部の設置について検討する必要がある。

【町の業務継続に必要な体制整備】

○行政機能を維持するために、町の業務継続計画（BCP）の検証と見直しを行い、各種データのバックアップや業務継続に必要な体制を整備する必要がある。

【各種実践的訓練の実施】

○各種災害に対してはハード面だけでなく、年間を通じた計画的かつ実践的な訓練などのソフト面にも力を入れ、業務の習熟を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・東伊豆町業務継続計画（ICT部門の業務継続計画）の策定 作成済（H29）
- ・各種データのバックアップ体制の確保 （H22）
- ・縮退システムの導入 （H25）
- ・基幹システムのクラウド化 （H29）
- ・戸籍システムのクラウド化 （R2）
- ・町内の消防団員数 91%（255/280人）（R2）
- ・安全管理マニュアルの策定（H26・H28 改訂）
- ・協定締結の自治体 長野県岡谷市（姉妹都市）、埼玉県戸田市、東京都大島町、静岡県伊東市
- ・町の防災拠点（2施設）における非常用電源の整備 100%（R2）
- ・職員参集訓練、本部運営訓練の継続 年複数回（R2）

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

【防災拠点施設における非常用電源・燃料の確保】

○災害時、行政からの正確な情報は、混乱を避け、町民の不安を解消させることができる。そのため、電力の供給停止に備え、防災拠点施設における防災行政無線等の情報通信機能を維持するため、非常用電源及び燃料を確保する必要がある。

【ふじのくに防災情報共有システムの運用】 ○災害時、町民に正確な情報を提供するためにも、県や関係機関との情報を共有できるよう「ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）」による訓練を実施する必要がある。
【指標（現状値）】 ・防災拠点施設（8施設）における非常用電源の確保 100%（R2） ・ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）の運用訓練の実施 年2回（R2）

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
【災害情報伝達手段の多様化】 ○テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、町民に対して災害関連情報を提供することは、混乱を避け、不安を解消させるためにも不可欠である。そのため、災害情報伝達手段の多様化を促進する必要がある。 ○災害時、町民に正確な情報を提供することは大変重要であり、県や災害応援協定市町との連絡体制の整備に必要な静岡県総合情報ネットワークのデジタル化に伴う更新を行う必要がある。
【指標（現状値）】 ・コスモキャスト登録者 821 名（R2） ・情報配信メール登録者 3,515 名（R2） ・同報無線高性能化 100%（R2）

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経済活動の停滞
【事業所等の事業継続計画（BCP）作成の促進】 ○多くの製造業者は緊急時の原材料確保のための準備をしているが、短期間の業務中断のみを想定したものが多く、サプライチェーンが長期間にわたり中断した場合においても、企業の経済活動や生産力を維持する必要がある。
【指標（現状値）】

5-2 食料等の安定供給の停滞
【食品等の販売・生産事業者及び流通事業者との連携強化】 ○食料等の安定供給を図るため、食品等の販売・生産事業者及び流通事業者との連携の強化を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・食品関係の協定事業者数 3社（R2）

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 エネルギー供給の停止

【庁舎等における非常用電源・燃料の確保】

○電力の供給停止に備え、防災拠点となる庁舎や保健福祉センター等において、災害対策本部や避難所等の機能維持に必要な非常電源及び燃料を確保する必要がある。

【ライフライン機関との連携強化】

○エネルギー供給の長期途絶は被災後の復旧を大幅に遅らせる事態を招くため、平時から連携体制を強化する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・防災拠点施設（8施設）における非常電源の整備 100%（R2）
- ・災害時における石油燃料の供給等に関する協定の締結 4社（R2）
- ・災害時における復旧作業等の連携体制の確立に関する協定の締結 1社（R2）

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

【災害時応援協定を締結する団体等との連携強化】

○災害時における飲料水等を安定供給するため、災害時応援協定を締結する日本水道協会や県支部及び事業所等との定期的な確認と、必要に応じた協定の見直しなど、連携体制の強化を図る必要がある。

【上水道施設の耐震化等】

○大規模な地震が発生しても上水道の機能確保を図るため、水道の取水施設、浄水施設、配水池、水道本管の耐震化等を進める必要がある。

【指標（現状値）】

- ・日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定締結（H29）
- ・水道事業ビジョン 策定済（H30）
- ・水道管路の耐震化率 4.6%（H27）

6-3 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【道路の整備、橋りょう等の長寿命化修繕】

○災害時に道路、橋りょうの道路交通ネットワーク機能が維持されることは、避難や復旧

復興等の面から欠かせないが、多くの施設で老朽化が進行している。道路や橋りょう等の整備や長寿命化、耐震化を推進する必要がある。

【緊急輸送路・迂回路等の整備・耐震対策】

○いかなる災害があっても、救急・救命活動や支援物資の輸送を迅速に行うルート確保は重要である。そのため、緊急輸送路や迂回路等の道路整備、橋りょうの補修・耐震対策等の整備を推進する必要がある。

○大規模地震では道路に面する建築物やブロック塀の倒壊により、車両等が通行できない事態が想定されるため、道路機能を維持する対策が必要である。

【災害時の迂回路となる農道、林道の整備・改良】

○幹線道路の通行不能により、救急・救命活動や支援物資の輸送ができない恐れがある。しかしながら、町内には幹線道路以外にも多くの農道や林道があり、これらを迂回路として活用することができるため、農道、林道の整備、改良を進める必要がある。

【道路啓開体制の整備】

○緊急輸送路は一旦途絶しても迅速に解消させることが重要である。今後、関係機関との連携による道路啓開の体制整備を図る必要がある。

【鉄道施設の機能維持・強化】

○町内を南北に走る伊豆急行線をはじめ、連結するJR在来線や新幹線等の安全性や機能維持を確保するため、関係機関と連携を図りながら、鉄道施設の耐震化や耐災害性の強化に向けた取組を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・道路橋りょうの長寿命化修繕計画 策定済（H24）
- ・橋りょう定期点検 100%（R2）

6-4 応急仮設住宅等の住居確保対策の遅延による避難生活の長期化

【応急仮設住宅、応急借上げ住宅等、被災者の住宅の確保】

○災害からの復旧において被災者の生活拠点確保は重要である。応急仮設住宅の建設が可能な用地を把握するとともに、応急借上げ住宅の確保に取り組む県との連携強化や町営住宅の活用など、あらかじめ住居の供給体制を整備する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・応急仮設住宅の建設予定地の確保 100%（R2）

6-5 被災者へのきめ細やかな支援の不足による心身の健康被害の発生
【災害ボランティアの円滑な受入れ】 ○大規模災害からの復旧復興には人的、経済的、精神的な支援が必要であり、避難者へのきめ細かな支援を行うボランティアを円滑に受け入れるため、災害ボランティアコーディネーターの養成を行うとともに、県災害ボランティア本部との連携体制の強化を図るための訓練等を行う必要がある。 【被災者の健康支援体制整備】 ○災害発生後は生活環境の悪化や被災の心理的影響から、体調を崩す市民が増えることも想定されるため、マニュアルを見直すとともに、関係機関と連携し、被災者の健康支援を整備する必要がある。 【きめ細やかな避難所生活支援】 ○長期間の避難所生活は災害やプライバシー等の要因によるストレスが大きいいため、きめ細やかな支援を行い、避難所における生活の質の確保を図る必要がある。 【心の健康への専門的支援の推進】 ○災害が被災者に与える精神的なストレスは非常に大きく、被災による心的外傷後ストレス障害(PTSD)、生活の激変による依存症に対して、関係機関と連携し専門的な相談・支援が行える体制づくりが必要である。 【遺体措置に関する適正な対応】 遺体に関して適切な対応を行うため、遺体処理計画の策定や広域火葬体制の整備を図る必要がある。
【指標（現状値）】 ・災害ボランティアコーディネーター養成講座開催 毎年1名参加（R2） ・災害ボランティア活動拠点（いきいきセンター） 1箇所（R2） ・簡易ベッド・間仕切り用パーテーション 整備済（R2） ・遺体取扱マニュアル 作成済（H20） ・災害時における遺体処理に関する協定 2社（R2）
7 制御不能な二次災害を発生させない
7-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
【農業用ため池や施設の耐震化】 ○農業用ため池については築造年代が古く、大規模地震や台風・豪雨等により決壊すると浸水被害が拡大する恐れがあるため、長寿命化や耐震化を図る必要がある。

【森林の適正な整備・治山対策】 ○森林は国土保全機能（土砂流出防止、洪水緩和等）を有しているが、森林整備の遅れによりその機能が損なわれる恐れがあり、山地災害の発生リスクの高まりが懸念される。このため、森林施業の着実な実施と荒廃した森林の再生を促進させる総合的かつ効果的な治山対策を関係機関と連携し、推進する必要がある。
【指標（現状値）】

7-2 風評被害等による地域経済等への甚大な影響
【観光業、農業、水産業の需要回復に向けた安全性の情報発信】 ○災害発生時には地理的な誤認識や消費者の過剰反応等により、情報が正確に伝わらない事態が発生する。風評被害を防ぐため、正確な被害情報を収集し、正しい情報を伝達することが求められることから、関係機関との連携構築を平時から行う必要がある。
【指標（現状値）】

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
【災害廃棄物処理計画の見直し】 ○東伊豆町災害廃棄物処理計画は策定済だが、国が策定する廃棄物処理施設整備計画、県が策定する災害廃棄物処理計画、東伊豆町地域防災計画その他の防災関連指針・計画等と整合を図るとともに、災害廃棄物処理計画の見直しを行う必要がある。
【指標（現状値）】 ・災害廃棄物処理計画 策定済（H29）

8-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
【地域における防災人材の育成・活用】 ○地域コミュニティにおける防災力の充実・強化は、大規模災害からの復旧・復興に欠かすことができない取組である。そのため、自主防災組織を中心に地域住民、学校、事業所などが協力した防災訓練や人材の育成を促進する必要がある。
【指標（現状値）】 ・地域防災訓練の実施（年1回）（R2）

- ・防災委員の任命（各自主防災会2名以上）（R2）

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【津波、高潮対策施設の整備、耐震化】

○津波や高潮による被害を軽減するため、津波対策や海岸保全施設の老朽化対策を進める必要がある。

【適切な避難行動の周知徹底】

○津波避難計画やハザードマップや避難勧告等の判断・伝達マニュアル等を点検、見直しをすることで津波等による被災者を未然に防ぐ。

○津波避難行動の啓発や実践的な訓練を行うことにより、適切な避難行動の周知徹底を図る。

【指標（現状値）】

- ・防災マップ 作成済（H27）
- ・津波避難訓練対象地域における避難行動計画の周知徹底 100%（年2回訓練実施）（R2）

8-4 被災者の住居や職の確保ができず生活再建が大幅に遅れる事態

【恒久住宅対策】

○災害からの本格的な復興には生活の基盤である住宅の確保が不可欠であり、被災者による自力再建を支える体制づくりが必要である。

○復興・復旧段階を見据え、迅速に災害公営住宅の建設等ができるようあらかじめ検討しておく必要がある。

【雇用対策】

○被災者の雇用を確保し、経済的な生活基盤を安定させることが復興の土台となるため、雇用維持対策や再就職支援が円滑に実施できるよう、関係機関との連携を強化する必要がある。

○災害後も事業所の活動を継続することは雇用維持にとって重要であり、事業所の防災・減災対策や事業継続計画（BCP）の策定を促進する必要がある。

【生活再建支援】

○被災者生活再建支援制度の充実を図るとともに、様々な生活再建に関する情報提供や生活の復興に向けた相談体制を整備する必要がある。

〇り災証明を短期間で発行することは早い復興に直結するため、制度の効果的な運用を図る必要がある。

【地籍調査の推進】

〇土地の境界等を明確にしておくことは、被災地における円滑な復旧・復興の確保につながるため、津波浸水想定区域内における地籍調査を実施する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・地籍調査対象面積に対する津波浸水区域地籍調査実施率 5.2%（R元）
- ・被災者生活再建支援システム 導入済（R2）

8-5 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【公共事業の持続的な担い手確保】

〇町内では人口減少や少子高齢化が進み、公共事業の担い手である建設産業で、若年入職者の減少や技能労働者の高齢化等が進行しているため、人材確保に関する施策を行う必要がある。

【指標（現状値）】

9 防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり

9-1 企業・住民の流出等による地域活力の低下

【事前復興の視点を取り入れた安全・安心で魅力ある町づくり】

〇震災の影響で、企業や住民が町外へ移転し、地域の活力が低下することを防ぐとともに、大規模災害に対し、ハード・ソフト事業からなる多重防衛の防災・減災対策に取り組み、復旧・復興段階をも事前に見据えた、安全・安心で魅力ある地域づくりを行う必要がある。

【指標（現状値）】

第3章 国土強靱化の推進プログラム

1 施策分野ごとの国土強靱化推進プログラム

・脆弱性評価において設定した 30 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策プログラムを策定し掲載する。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【住宅・建築物等の耐震化】

○住宅・建築物等の倒壊から町民の命を守るため、「プロジェクトTOUKA IーO」などの制度周知や専門家による無料耐震診断、耐震補強への助成等により耐震化を促進する。

○公共建築物の倒壊を防ぐことにより、町民の安全を確保し、発災後の早期復興につなげるため、今後も耐震化を推進する。

【建築物等の老朽化対策】

○公共建築物等の老朽化対策については、「公共施設等総合管理計画」等に沿って、計画的な維持管理や長寿命化、施設の更新等を実施する。

【家具転倒防止等の家庭内対策】

○家具固定による転倒防止やガラスの飛散防止対策等の家庭内対策については、自主防災会による戸別訪問指導やチラシ配布等、様々な方法により町民への一層の啓発に努める。

【避難地・避難路の整備、避難路沿道のブロック塀の撤去・改善】

○安全な避難地へ迅速な避難を行うため、危険性のある沿道のブロック塀について、撤去・改善に対する助成制度等を実施することにより、避難地・避難路の整備を推進する。

【消防施設・設備の充実、地域防災力の確保】

○耐震性貯水槽の設置や消防車両の整備をはじめとする施設の耐震化や長寿命化、整備、更新等を進め、消防施設・設備の充実を図る。

○消防団員の確保や訓練、自主防災組織の育成により、地域防災力の確保に努める。

【指標】

- ・ 公共施設等総合管理計画策定済（H28）⇒ 随時見直し（R6）
- ・ 東伊豆町耐震改修促進計画 策定済（H28）
- ・ 住宅の耐震化率 65.1%（H26）⇒ 95%（R6）
- ・ 特定建築物の耐震化率 61.3%（H26）⇒ 95%（R6）

- ・耐震性貯水槽の整備 46% (55/118 基) (R2) ⇒ 49% (58/118 基) (R6)
- ・消防団員の確保率 91% (255/280 人) (R2) ⇒ 100% (R6)

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

【津波、高潮対策施設の整備、耐震化】

○津波や高潮による被害を軽減するため、津波対策や海岸保全施設の対策を進める。

【適切な避難行動の周知徹底】

○津波避難計画や防災マップ、避難勧告等の判断・伝達マニュアルについて、点検、見直しを実施する。

○津波避難行動の啓発や実践的な訓練を行うことにより、適切な避難行動の周知徹底を図る。

【指標】

- ・防災マップ作成済 (H27) ⇒ 随時見直し (R6)
- ・津波避難訓練対象地域における避難行動計画の周知徹底 100% (年2回訓練実施) (R2) ⇒ 継続 (R6)

1-3 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり地域の脆弱性が高まる事態

【地すべり防止施設、砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備】

○従来から行われている砂防施設等の整備は、土砂災害に対して有効であることから、関係機関と連携を図りながら進めていく。

【土砂災害警戒区域等の指定、警戒避難体制の整備】

○土砂災害警戒区域の指定や警戒避難体制の整備、防災マップによる危険箇所の周知、避難訓練の実施等を県と連携して推進する。

【山地災害防止施設等の整備、避難体制の整備】

○治山ダムなどの山地災害防止施設整備を県と連携して促進するとともに、防災マップによる啓発、避難体制の整備を行う。

【森林の多面的機能向上】

○森林の荒廃を防ぎ、森林の有する多面的機能の発揮を促し、関係団体と連携しながら、間伐の実施や荒廃した森林再生等を推進する。

【指標】

- ・土砂災害警戒区域（105箇所）土砂災害特別警戒区域（86箇所）合計 191 箇所（R2）
- ・山地災害危険地区マップ作成・公表（H10）⇒随時内容更新（R6）

1-4 水害による多数の死傷者の発生

【河川等の整備及び浸水地域対策】

○関係機関と連携し、河川の維持管理や河道拡幅、護岸改修などを行う。また施設の改良や耐震化整備を推進する。

【適切な避難行動の周知徹底】

○避難時の適切な行動について、避難するタイミングや階上への垂直避難等一人ひとりが状況に応じた判断ができるよう周知徹底を図る。

【指標】

- ・マイタイムラインの作成促進・周知 未実施（R2）⇒チラシや広報等により周知・作成促進をする（R6）

1-5 情報伝達の不備や災害に対する意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

【災害関連情報の伝達手段多様化】

○震災、風水害、異常降雨等多様な災害関連情報を迅速かつ確実に伝達するため、現在採用している多様な情報伝達手段を継続するとともに、情報インフラ等の環境変化に応じて、効果的な手段を構築し、訓練を実施しながらシステムの検証と町民への周知を図る。

【防災意識の向上】

○防災セミナー、出前講座の開催や広報誌等を活用した啓発活動、各種災害を想定した防災訓練等多様な対策を実施するとともに、各校区での防災連絡会議、学校における防災講話など、各種機会を活用し防災意識の向上を図る。

【地域防災訓練の充実・強化】

ODIG、HUG、イメージTENなどを取り入れ、避難行動要支援者及び児童・生徒も含めた町民の地域防災訓練への参画を促進し、地域の防災体制の確立、地域防災力の向上及び町民の防災意識の向上を図る。

【要配慮者における適切な避難行動の周知徹底】

○要配慮者に対して適切な避難行動の周知を図るとともに、要配慮者利用施設に対して各種避難計画の策定及び訓練の実施を促進する。

【外国人に対する危機管理対策】

○災害情報・防災マップの多言語化等により、外国人に分かりやすい情報発信方法の確立に努める。

【指標】

- ・自主防災組織数及び組織率 11 組織、100% (R2) ⇒ 継続 (R6)
- ・防災行政無線通信施設 整備済 (R2) ⇒ 継続して定期点検実施 (R6)
- ・地震・津波避難訓練の実施 年3回 (9地区) (R2) ⇒ 継続 (R6)
- ・衛星携帯電話台数 18 台 (各自主防災会、消防署、災害対策本部、本部出先機関 (R2) ⇒ 継続 (R6)
- ・避難行動要支援者名簿 作成済 (H30) ⇒ 随時更新 (R6)
- ・避難行動要支援者個別計画 策定中 (R2) ⇒ 随時追加 (R6)
- ・地域による防災訓練の充実・強化 100% (R2) ⇒ 継続 (R6)
- ・学校防災計画の作成及び学校安全教育計画の作成 100% (R2) ⇒ 随時更新 (R6)
- ・的確な避難行動に向けた防災講座の開催 町内2幼稚園にて年1回ずつ実施 (R2) ⇒ 継続 (R6)
- ・緊急時防災情報・防災マップの多言語化 未実施 (R2) ⇒ 100% (R6)

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【緊急物資備蓄の促進】

○町では緊急物資の備蓄に努めるとともに、町民に対する7日以上食料、飲料水の備蓄促進や、日常生活で準備できる備蓄方法の周知などを行い、備蓄率の向上を図る。

○事業所においては、遠距離通勤の従業員等を事業所内に留めておくことができるよう、必要な備蓄を推進する。

【救援物資受入れ体制の整備】

○県の広域受援計画に基づく救援物資の受入れ体制整備や、訓練を通じた定期的な検証を行う。

【応急給水体制の確保】

○水道災害時における相互応援協定の連携体制について、情報交換や訓練を実施して強化を図る。

【指標】

- ・防災関係の協定件数（民間企業・団体、行政機関）77件（R2）⇒ 随時追加（R6）
- ・非常用食料備蓄状況 非常食（アルファ米）39,200食（R2）⇒ 維持（R6）
- ・非常用飲料水袋 1,000袋（R2）⇒ 3,000袋（R6）
- ・日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定締結（H29）⇒ 継続（R6）

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

【橋りょう等道路施設の長寿命化】

○災害時における孤立地域の発生を防ぐため、道路、橋りょう施設等の整備や耐震化、長寿命化、法面対策などを推進する。

【災害時の迂回路となる農道、林道等の整備・改良】

○幹線道路等の通行不能により、孤立地域が発生する恐れがあるため、迂回路、避難路の役割が期待される農道、林道の整備、改良を推進する。

【指標】

- ・道路橋りょうの長寿命化修繕計画の策定状況 策定済（H24）⇒ 随時更新（R6）
- ・橋りょう定期点検実施率 100%（R2）⇒ 継続（R6）

2-3 消防、警察、海保、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

【自衛隊等との連携強化】

○災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊や警察のほか、相互応援協定を締結している県内外の自治体と平時から連絡会議等による情報交換や訓練を行い、連携体制の強化を図る。

【地域防災力の充実・強化】

○広域災害時、支援の遅れ等に対応するため、防災資機材の整備を進めるとともに、自主防災組織を中心に地域の住民や学校、事業所などと協力し、防災訓練や人材の育成・活用の取組を促進する。

【消防等の防災拠点となる公共施設の整備・施設強化】

○老朽化した消防団等の施設整備や設備の充実など、公共施設の強化を図る。

【指標】

- ・地域における防災人材の活用・育成（防災指導員等） 100%（R2）⇒ 継続（R6）
- ・消防団用防災資機材の整備 100%（R2）⇒ 継続（R6）

2-4 大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）への水・食料等の供給不足

【事業所等における緊急物資備蓄、帰宅困難者への情報提供】

○大規模災害の発生時に帰宅困難者を極力発生させないため、交通機関や観光施設、事業所等においては、当面の間、その施設や事業所内に利用者や従業員等を留めておくことができる飲料水や食料等の緊急物資備蓄を促進する。

○帰宅困難者への適切な情報提供を図るため、コンビニエンスストア等のフランチャイズチェーンと県が締結する「災害時等徒歩帰宅者の支援に関する協定」に基づいた「災害時帰宅支援ステーション」を活用した情報提供体制の連携を強化する。

【指標】

- ・災害時帰宅支援ステーション 3店舗（セブンイレブン・ローソン・ファミリーマート）（R2）⇒ 継続（R6）
- ・熱川、稲取温泉旅館組合との災害時宿泊施設提供に関する協定締結（R2）⇒ 継続（R6）

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

【災害時医療救護体制の整備】

○災害時の医療機能麻痺を避けるため、医師会、歯科医師会及び薬剤師会をはじめ、災害拠点病院と災害時の医療救護体制の強化を進めるとともに、医師や看護師派遣やDMATの受援体制整備による人材確保を図る。

【病院等医療機関における電力供給体制の確保】

○災害時における電力供給の途絶に備え、医療機関における自家発電装置等の設置を促進する。

【指標（現状値）】

- ・ 予防接種法に基づく予防接種の接種率 85.9% (R2) ⇒ 100% (R3)
- ・ 災害時における福祉避難所の使用に関する協定の締結 9施設 (R2) ⇒ 随時追加 (R6)
- ・ 医療救護訓練回数 年1回以上 (R2) ⇒ 継続 (R6)
- ・ 救護病院(2病院)における広域搬送トリアージ基準を用いた訓練の実施率 50% (R2) ⇒ 100% (R3)
- ・ 地震対策オペレーションにて救護班要請訓練の実施率 100% (R2) ⇒ 継続 (R6)

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

【防疫体制の整備、県災害時健康支援マニュアルの活用、感染症予防啓発】

○感染症の発生防止・防疫対策を県と連携し、広域的な対応ができる支援体制の構築や、新型コロナウイルス感染症に対応したマニュアルへの見直しを進めるとともに、発災後における感染症予防の啓発を継続的に実施する。

【平時からの予防措置】

○感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進するとともに、防疫用資機材や薬品を確保するなど、防疫体制の整備を図る。

【避難所における感染症等の予防、防疫活動の実施体制の整備】

○避難所における感染症予防のため、マスクの着用や手指の消毒の奨励、防疫活動に努める。また、感染症が確認された際の患者の隔離、消毒の実施等のまん延防止措置を行う。

【指標】

- ・ 感染症発生防止・防疫対策のため、県マニュアルに基づき町のマニュアルを随時見直し (R2) ⇒ 継続 (R6)

2-7 避難所が適切に運営できず避難者の安全確保ができない事態

【避難所の安全確保】

○避難者の安全の確保を図るため、避難所等建物の応急危険度判定の体制を強化するとともに、建物の耐震化や天井脱落防止等の安全整備を継続して実施する。

【福祉避難所の促進】

○社会福祉施設や宿泊施設の協力を得て、特に配慮を要する者（要配慮者）を避難させる「福祉避難所」の設置を促進する。

【自主防災組織による避難所運営能力の向上】

○避難者の安全確保のため、自主防災組織によるHUG（避難所運営ゲーム）等の訓練を促進し、防犯対策を含めた避難所運営能力の向上を図る。

【動物救護体制の整備】

○災害時におけるペット保護のため、動物救護体制の整備や町民に対し同行避難時に必要なペット用品の備蓄などの啓発を図る。

【指標】

- ・避難所の天井落下防止基準適合率 100%（R2）⇒ 維持（R6）
- ・地域住民・防災担当者・学校との連絡会議実施率 100%（R2）⇒ 継続（R6）
- ・避難所等への発電機の整備 100%（H24）⇒ 維持（R6）
- ・福祉避難所マニュアルの作成 100%（R2）⇒ 随時更新（R6）

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

【庁舎等の安全性確保、防災機能の強化】

○庁舎等の更なる耐災害性の強化を図るため、耐震補強や長寿命化、地震に備えた事務機器の固定などの安全性確保に努める。

○必要な機能を維持するため、非常用発電機の72時間稼働に必要な燃料の確保及び再生可能エネルギー等の導入の検討を行う。

○庁舎においては津波浸水区域内となっているため、庁舎の移設や代替災害対策本部の設置についての検討を行う。

【町の業務継続に必要な体制整備】

○災害発生時の行政サービス低下を最小限に留めるため、業務継続計画（BCP）の検証と見直しを行い、業務継続に必要な体制の整備を推進する。

○非常時優先業務の遂行のため、情報システムの維持及び復旧に関して各種データのバックアップ体制の確保を図る。

【各種実践的訓練の実施】

○町は危機対策にあたる要員を対象に、年間を通じて計画的に各種実践的な訓練を行うことにより、災害対策業務の習熟を図る。

【指標】

- ・東伊豆町業務継続計画（ＩＣＴ部門の業務継続計画）の策定 作成済（Ｈ29）⇒ 随時更新（Ｒ6）
- ・各種データのバックアップ体制の確保 （Ｈ22）⇒ 維持（Ｒ6）
- ・縮退システムの導入 （Ｈ25）⇒ 維持（Ｒ6）
- ・基幹システムのクラウド化 （Ｈ29）⇒ 維持（Ｒ6）
- ・戸籍システムのクラウド化 （Ｒ2）⇒ 維持（Ｒ6）
- ・町内の消防団員数 91%（255／280 人）（Ｒ2）⇒ 100%（280 人）（Ｒ6）
- ・地震・津波災害時における消防団活動の実施（Ｒ2）⇒ 継続（Ｒ6）
- ・安全管理マニュアルの策定（Ｈ26・Ｈ28 改訂）⇒ 随時更新（Ｒ6）
- ・協定締結の自治体（Ｒ2）長野県岡谷市（姉妹都市）、埼玉県戸田市、東京都大島町、静岡県伊東市⇒ 随時追加（Ｒ6）
- ・町の防災拠点（2施設）における非常用電源の整備 100%（Ｒ2）⇒ 維持（Ｒ6）
- ・職員参集訓練、本部運営訓練の継続 年複数回（Ｒ2）⇒ 継続（Ｒ6）

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

【防災拠点施設における非常用電源・燃料の確保】

○電力の供給停止に備え、防災拠点施設において、防災行政無線等の情報通信や災害対策本部機能維持に必要な非常用電源及び燃料を確保する。

【ふじのくに防災情報共有システムの運用】

○災害時に県や関係機関との情報を共有できるよう「ふじのくに防災情報共有システム（F U J I S A N）」による訓練を実施する。

【指標】

- ・防災拠点施設（8施設）における非常用電源の整備 100%（Ｒ2）⇒ 維持（Ｒ6）
- ・ふじのくに防災情報共有システム（F U J I S A N）の運用訓練の実施 年2回（Ｒ2）⇒ 継続（Ｒ6）

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

【災害情報伝達手段の多様化】

○テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、住民に対して災害関連情報の提供ができるよう、同報無線のデジタル化整備や災害情報共有システム（Ｌアラート）、緊急速報メールの活用等、災害情報伝達手段の多様化を促進する。

〇県や災害応援協定市町との連絡体制の整備・維持のため、静岡県総合情報ネットワークのデジタル化に伴う更新を行う。

【指標】

- ・コスモキャスト登録者 821 名（R2）⇒ 2,000 名（R6）
- ・情報配信メール登録者 3,463 名（R2）⇒ 5,000 名（R6）
- ・同報無線高性能化 100%（R2）⇒ 維持（R6）

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経済活動の停滞

【事業所等の事業継続計画（BCP）作成の促進】

〇サプライチェーンが長期間にわたり中断した場合においても、企業の経済活動や生産力の維持を可能にするため、事業継続計画（BCP）の策定を促進する。

5-2 食料等の安定供給の停滞

【食品等の販売・生産事業者及び流通事業者との連携強化】

〇町内の農業生産事業者、食品加工事業者と防災協定を締結し、有事における食料品の供給体制整備を推進する。

【指標】

- ・食品関係の協定事業者数 3 社（R2）⇒ 随時追加（R6）

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 エネルギー供給の停止

【庁舎等における非常用電源・燃料の確保】

〇防災拠点となる庁舎等において、情報通信や災害対策本部機能を維持するため、非常用発電機の 72 時間稼働に必要な燃料の確保及び再生可能エネルギー等の導入の検討を行う。

【ライフライン機関との連携強化】

〇エネルギー供給の長期途絶の回避及び被災後の迅速な復旧を図るため、平時から連絡会議等での情報交換や訓練を実施して連携体制を強化する。

【指標】

- ・防災拠点施設（8施設）における非常用電源の整備100%（R2）⇒ 維持（R6）
- ・災害時における石油燃料の供給等に関する協定の締結 4社（R2）⇒ 随時追加（R6）
- ・災害時における復旧作業等の連携体制の確立に関する協定の締結 1社（R2）⇒ 随時追加（R6）

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

【災害時応援協定を締結する団体等との連携強化】

○飲料水等の安定供給のため、災害時応援協定を締結する団体等との意見交換や、連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連携体制の強化を図る。

【上水道施設の耐震化等】

○災害時における上水道の機能確保を図るため、上水道施設の耐震化を促進する。

【指標】

- ・日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定締結（H29）⇒ 継続（R6）
- ・水道事業ビジョン策定済（H30）⇒ 随時更新（R5）
- ・水道管路の耐震化率 4.6%（H27）⇒ 8.0%（R5）

6-3 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【道路の整備、橋りょう等の長寿命化】

○道路や橋りょう等の整備や長寿命化、耐震化、法面对策を推進する。

【緊急輸送路・迂回路等の整備・耐震対策】

○救急・救命活動や支援物資の輸送を迅速に行うルートを確保するため、緊急輸送路や迂回路等の道路整備、街路整備、橋りょうの補修・耐震対策を推進する。

○緊急輸送路や避難路機能及び通行の安全を確保するため、道路等に面する危険な建築物やブロック塀の撤去、耐震対策、土砂災害防止施設等の整備を推進する。

【災害時の迂回路となる農道、林道等の整備・改良】

○幹線道の通行不能時に、迂回路、避難路の役割が期待される農道、林道等の整備、改良を進める。

【道路啓開体制の整備】

○緊急輸送路の途絶を迅速に解消するため、関係機関の連携による装備資機材の充実や、情報収集・共有・提供に必要な体制整備を図る。

【鉄道施設の機能維持・強化】

○鉄道利用者の安全性の確保や支援物資の輸送に必要な鉄道機能を維持するため、関係機関と連携を図りながら、鉄道施設の耐震化をはじめ、耐災害性の強化に向けた取組を促進する。

【指標】

- ・道路橋りょうの長寿命化修繕計画策定済（H24）⇒ 随時更新（R6）
- ・橋りょう定期点検 100%（R2）⇒ 維持（R6）

6-4 応急仮設住宅等の住居確保対策の遅延による避難生活の長期化

【応急仮設住宅、応急借上げ住宅等、被災者の住宅の確保】

○被災者の生活拠点を早急に確保するため、応急仮設住宅の建設が可能な用地を把握するとともに、応急借上げ住宅の確保に取り組む県との連携強化や町営住宅の活用など、住居の供給体制を整備する。

【指標】

- ・応急仮設住宅の建設予定地の確保 100%（R2）⇒ 維持（R6）

6-5 被災者へのきめ細やかな支援の不足による心身の健康被害の発生

【災害ボランティアの円滑な受入れ】

○災害ボランティアを円滑に受け入れるため、災害ボランティアコーディネーターの養成を行うとともに、県災害ボランティア本部との連携体制の強化を図るための訓練等を行う。

【被災者の健康支援体制整備】

○災害時における被災者の健康支援を促進するため、マニュアルを見直すとともに、関係機関と連携して保健師による相談支援などの支援体制を整備する。

【きめ細やかな避難所生活支援】

○簡易ベッドの設置、間仕切り用パーティションによるプライバシーの確保などにより、きめ細やかな避難所生活支援を行い、避難所における生活の質の確保を図る。

【心の健康への専門的支援の推進】

○被災による心的外傷後ストレス障害(PTSD)や生活の激変による依存症に対して、関係機関との連携を図りながら、専門的な相談・支援が行える体制づくりを推進する。

【遺体措置に関する適正な対応】

○遺体に関して適切な対応を行うため、遺体処理計画の策定や広域火葬体制の整備を図る。

【指標】

- ・東伊豆町社会福祉協議会等による災害ボランティアコーディネーター養成講座開催
毎年1名参加(R2)⇒ 継続(R6)
- ・災害ボランティア活動拠点(いきいきセンター) 1箇所(R2)⇒ 随時検討(R6)
- ・簡易ベッド・間仕切り用パーティション 整備済(R2)⇒ 随時追加(R6)
- ・遺体取扱マニュアル作成(H20)⇒ 随時更新(R6)
- ・災害時における遺体処理に関する協定 2社(R2)⇒ 随時追加(R6)

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【農業用ため池や施設の耐震化】

○農業用ため池の老朽化による機能低下や災害等による決壊を防ぐため、監視や連絡体制の強化を図るとともに、県と連携して長寿命化や耐震化を推進する。

【森林の適正な整備・治山対策】

○森林の有する国土保全機能を維持し、山地災害の発生リスクを抑えるため、鳥獣害対策や間伐、荒廃した森林の再生等、関係機関と連携し、総合的かつ効果的な治山対策を推進する。

7-2 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

【観光業、農業、水産業の需要回復に向けた安全性の情報発信】

○災害発生時における風評被害を防ぐため、正確な被害情報を収集し、正しい情報を伝達する必要があることから、関係機関との連携構築を平時から行う。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【災害廃棄物処理計画の見直し】

○国が策定する廃棄物処理施設整備計画、県が策定する災害廃棄物処理計画、東伊豆町地域防災計画その他の防災関連指針・計画等と整合を図るとともに、災害廃棄物処理計画の見直しや廃棄物処理事業者等の事業継続計画（BCP）の策定を促進する。

【指標】

- ・災害廃棄物処理計画策定済（H29）⇒ 随時更新（R6）

8-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【地域における防災人材の育成・活用】

○地域の防災用資機材整備を進めるとともに、自主防災組織を中心に地域住民、学校、事業所などが協力した防災訓練や人材の育成を促進し、地域コミュニティにおける防災力の充実・強化を図る。

【指標（現状値）】

- ・地域防災訓練の実施（年1回）（R2）⇒ 継続（R6）
- ・防災委員の任命（各自主防災会2名以上）（R2）⇒ 維持（R6）

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【津波、高潮対策施設の整備、耐震化】

○津波や高潮による被害を軽減するため、津波対策や海岸保全施設の老朽化対策の推進を図る。

【適切な避難行動の周知徹底】

○津波対策計画やハザードマップや避難勧告等の判断・伝達マニュアル等を点検、見直しをすることで津波等による被災者を未然に防ぐ。

○津波避難行動の啓発や実践的な訓練を行うことにより、適切な避難行動の周知徹底を図る。

【指標】

- ・防災マップ 作成済（H27）⇒ 随時見直し（R6）
- ・津波避難訓練対象地域における避難行動計画の周知徹底 100%（年2回訓練実施）（R2）⇒ 継続（R6）

8-4 被災者の住居や職の確保ができず生活再建が大幅に遅れる事態

【恒久住宅対策】

- 被災者による住宅の自力再建を支えるため、国や県と連携した補助制度や融資、相談、情報提供等の支援制度を前提とした体制の構築に努める。
- 復興・復旧段階を見据え、迅速に災害公営住宅の確保等ができるようあらかじめ検討しておく。

【雇用対策】

- 被災者の雇用維持対策や再就職支援が円滑に実施できるよう、公共職業安定所等の関係機関との連携を強化する。
- 災害時の企業活動を継続させるため、防災・減災対策に係る補助や金融支援制度による対策を促すとともに、事業継続計画（BCP）の策定を促進する。

【生活再建支援】

- 被災者生活再建支援制度の支援金給付事業に加え、様々な生活再建関連施策に関する情報提供や生活の復興に向けた相談体制を整備する。
- 住家被害認定調査においては、職員の習熟やシステム導入等により、り災証明を短期間で発行するよう努める。

【地籍調査の推進】

- 被災地の円滑な復旧・復興を促すため、津波浸水想定区域内における地籍調査の推進を図る。

【指標】

- ・津波浸水区域地籍調査実施率 4.4%（R元）⇒ 25.4%（R6）
- ・被災者生活再建支援システム 導入済（R2）⇒ 維持（R6）

8-5 復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【公共事業の持続的な担い手確保】

○公共事業の担い手不足を解消するため、関係機関と協力して、建設産業等の持続的な発展や人材確保を目指し、町外の関係人口の獲得や、移住・定住を促進する。

9 防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり

9-1 企業・住民の流出等による地域活力の低下

【事前復興の視点を取り入れた安全・安心で魅力ある町づくり】

○震災の影響で、企業や住民が町外へ移転し、地域の活力が低下することを防ぐとともに、大規模災害に係る防災・減災対策に取り組み、復旧・復興段階をも事前に見据えた地域づくりを推進する。

第4章 計画の推進

1 計画の推進管理

本計画は、概ね10年後のあるべき姿を見据えつつ、今後の社会情勢や施策の進捗状況、目標の達成状況を踏まえ、概ね5年ごとに見直しを実施します。

また、計画の進捗管理と見直しを行うための体制を課局横断的に構築してPDCAサイクルを実践し、重要業績指標の進捗状況を公表した上で、施策プログラムを適切に見直していきます。

本計画の推進にあたっては、国、静岡県、防災関係機関、町民、地域、NPO、企業、各種団体等の多様な主体と連携・協働していきます。